

## 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)(抄)

(目的)

**第1条** この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(津波浸水想定)

**第8条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。
- 6 第2項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

### 三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するものとする。最大クラスの津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、例えば、東北地方太平洋沖地震が該当する。これらの地震によって発生する最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定する。

中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、現時点で十分な調査結果が揃っていない場合が多く、過去発生した津波の痕跡調査、文献調査、津波堆積物調査等から、最大クラスの津波高を推定し、その津波を発生させる津波の断層モデルの逆算を今後行っていくものとする。

上記による最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、高度な知見と広域的な見地を要することから、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずに都道府県独自の考え方に基づき最大クラスの津波の断層モデルを設定することもある。

なお、最大クラスの津波について、津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合には、適切に見直す必要がある。

都道府県知事は、国からの情報提供等を踏まえて、各都道府県の各沿岸にとって最大クラスとなる津波を念頭において、津波浸水想定を設定する。その結果として示される最大の浸水の区域や水深は、警戒区域の指定等に活用されることから、津波による浸水が的確に再現できる津波浸水シミュレーションモデルを活用する必要がある。

なお、津波浸水シミュレーションにより、津波が沿岸まで到達する時間が算定できることから、最大クラスの津波に対する避難時間等の検討にも活用できる。その際、最大クラスの場合よりも到達時間が短くなる津波の発生があることにも留意が必要である。

津波浸水想定により設定された浸水の区域（以下「浸水想定区域」という。）においては、「なんとしても人命を守る」という考え方でハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討するため、東北地方太平洋沖地震の津波で見られたような海岸堤防、河川堤防等の破壊事例などを考慮し、最大クラスの津波が悪条件下において発生し浸水が生じることを前提に算出することが求められる。このため、悪条件下として、設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定することなどの設定を基本とする。

なお、港湾等における津波防波堤等については、最大クラスの津波に対する構造、強度、減災効果等を考慮する必要があるため、当該施設に係る地域における津波浸水想定の設定に当たっては、法第八条第三項に基づき関係海岸管理者等の意見を聴くものとする。

また、津波浸水想定は、建築物等の立地状況、盛土構造物等の整備状況等により変化することが想定されるため、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、再度津波浸水シミュレーションを実施し、適宜変更していくことが求められる。

津波浸水想定の設定に当たっては、都道府県知事は、法第八条第二項に基づき、国土交通大臣に対して、必要な情報の提供、技術的助言その他の援助を求めることができるとしている。

都道府県知事は、津波浸水想定を設定又は変更した場合には、法第八条第四項及び第六項に基づき、速やかに、国土交通大臣へ報告し、かつ、関係市町村長へ通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

津波浸水想定は、津波防災地域づくりの基本ともなるものであることから、公表にあたっては、都道府県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

### 1.5 津波防災地域づくりにおける津波浸水想定的位置づけとその活用について

津波浸水想定は、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものであり、都道府県知事が基本指針の「三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項」に基づき、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定し、津波浸水シミュレーションにより予測される浸水の区域及び水深を設定するものである。

設定された津波浸水想定を踏まえて、

- 1 法第十条第一項に規定する市町村による推進計画の作成
- 2 推進計画に定められた事業・事務の実施
- 3 法第五章の推進計画区域における特別の措置の活用
- 4 法第七章の津波防護施設の管理等
- 5 警戒避難体制の整備を行う法第五十三条第一項の津波災害警戒区域の指定
- 6 一定の建築物の建築及びそのための開発行為の制限を行う法第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域の指定

等を、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるよう努めることとなる。

#### <解説>

##### (1) 津波浸水想定について

津波浸水想定は、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定するものである。

津波浸水想定を設定するにあたっては、浸水の区域や水深を的確に再現・予測できる津波浸水シミュレーションを活用することになる。

そのために必要な基礎調査は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が実施するが、広域的な見地から航空レーザ測量等については、国が実施し、その調査結果を都道府県に提供することとしている。

##### (2) 津波防災地域づくりにおける津波浸水想定的位置づけ

科学的知見に基づいて設定される津波浸水想定は、警戒避難体制の整備や土地利用の規制といった各種施策を効果的に組み合わせるための基礎情報であり、推進計画の作成、津波防護施設の管理等、警戒区域及び特別警戒区域の指定等は、津波浸水想定を踏まえて行うものとする。

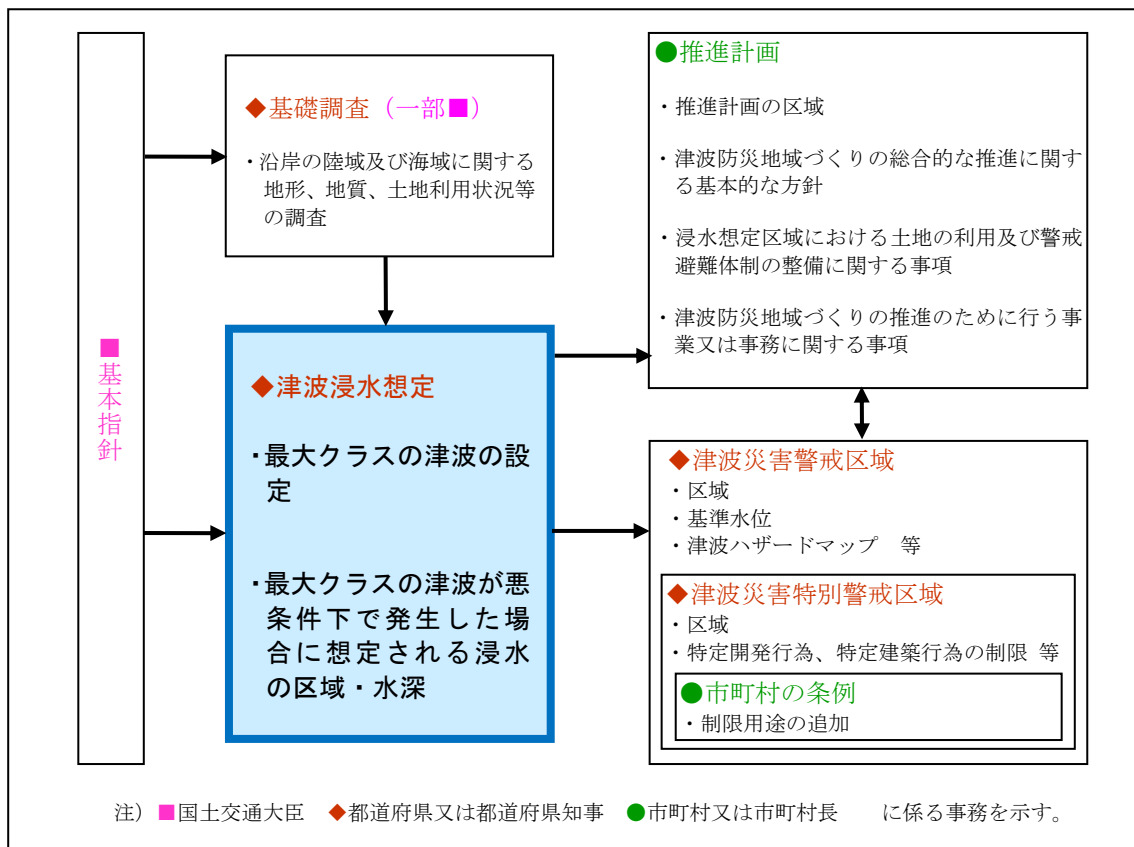


図 - 1 津波防災地域づくりにおける津波浸水想定的位置づけ

### (3) 津波浸水想定を活用について

#### ① 推進計画について

推進計画は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画であり、津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を総合的に描くため、地域の実情をよく把握でき、防災及び地域づくりを担う基本的な主体である市町村が作成するものである。

推進計画には、津波浸水想定により示される地域ごとの危険度・安全度、想定被害規模等について分析を行った上で、その分析結果及び地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針、施設整備、警戒避難体制など津波防災・減災対策の基本的な方向性や重点的に推進する施策を記載する。

具体的には、

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項
  - ① 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設等の整備に関する事項
  - ② 津波防護施設の整備に関する事項
  - ③ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に関する事項

④ 避難路、避難施設、公園等の整備に関する事項

⑤ 集団移転促進事業に関する事項 等

が計画に定められる。

推進計画に盛り込まれるこれらの施策は、一体的に講じられ、効果的な津波防災地域づくりの推進が図られることになる。

また、推進計画の区域内（推進計画区域）では、表-1のような津波防災地域づくりを強力に推進していくための特別の措置が講じられることになる。

推進計画の作成に当たっては、津波防災の観点だけでなく、地域経済の活性化や住民の生活の安定・福祉の向上等にも配慮し、まちづくりの観点にも留意する。

表 - 1 特別の措置

推進計画区域における特例の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>土地区画整理事業の特例</b> 土地区画整理事業の施行地区内において、津波災害の防止措置が講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域（津波防災住宅等建設区）を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をできる。</li><li>・ <b>津波避難に資する建築物の容積率の規制の緩和</b> 津波避難ビルには、災害用備蓄倉庫や自家発電設備室等が整備されていることが望ましいが、これら非日常的な床の面積を容積率に算入せずに、避難安全性が確保できる一定の基準を満たす建築物に限り、建築審査会の同意を不要として、特定行政庁の認定により、容積率の制限を緩和できる。</li><li>・ <b>集団移転促進事業に関する特例</b> 市町村が策定すべき集団移転促進事業計画について、市町村から集団移転促進事業につき、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより、当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合、都道府県が集団移転促進事業計画を定めることができる。</li></ul>
一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>一団地の津波防災拠点市街地形成施設</b> 都市機能を維持するための拠点となる防災性の高い市街地を整備するため、一団地の住宅施設、特定業務施設、公益的施設、公共施設といった複数の施設を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画に定めることができ、当該施設の区域内において整備の支障になる建築物の建築等を制限できるようになり、防災性の高い市街地の一体的な整備が可能になる。</li></ul>
津波防護施設の新設又は改良	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>津波防護施設</b> 盛土構造物や閘門等を「津波防護施設」として位置付け、推進計画区域において、推進計画に即して、新設又は改良を行う。</li></ul>

② 津波災害警戒区域(警戒区域)、津波災害特別警戒区域(特別警戒区域)の指定について

警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第53条第2項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

また、特別警戒区域は、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を制限し、津波に対して安全なものとするをを求める区域である。

いずれの区域も都道府県知事が指定することができる。

さらに、特別警戒区域内で津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものとして、条例で定める用途の住宅等の施設について、その建築及びそのための開発行為について、市町村が条例で規制を追加することができる。